

認 定 書

国住指第 3865-1 号
平成 26 年 1 月 31 日

神鋼ボルト株式会社
代表取締役社長 工藤 寛 様
株式会社興和工業所
代表取締役社長 六車 壽夫 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MBLT-0120
2. 認定をした構造方法等の名称
溶融亜鉛・アルミニウム・マグネシウム合金めっき高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット（神鋼 SG めっき高力ボルト）
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住指第 3865-2 号
平成 26 年 1 月 31 日

神鋼ボルト株式会社
代表取締役社長 工藤 寛 様
株式会社興和工業所
代表取締役社長 六車 壽夫 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルトに係る許容
応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2466 号第一第二号、第二第二号及
び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

- 認定番号
MBLT-0120
- 認定をした構造方法等の名称
溶融亜鉛・アルミニウム・マグネシウム合金めっき高力六角ボルト・六角ナツ
ト・平座金のセット (神鋼 SG めっき高力ボルト)
- 指定する数値
 - 基準張力 400 N/mm²
 - 引張接合部の引張りの許容応力度
 - 長期に生ずる力に対する 250 N/mm²
引張りの許容応力度
 - 短期に生ずる力に対する 長期に生ずる力に対する引張りの
引張りの許容応力度 許容応力度の数値の 1.5 倍とする
 - 材料強度の基準強度 640 N/mm²

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。